

**北九州市
地域生活支援拠点等事業者
募集要項**

令和8年4月

**北九州市保健福祉局
精神保健・地域移行推進課**

目 次

- 対象事業、対象者、応募条件、募集数、整備・運営内容について・・・P 3～4
- 応募書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4～5
- 今後の日程、選考方法と結果、留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5～6
- 問い合わせについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
- 評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7～10

1 地域生活支援拠点等事業者の募集について

北九州市では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図るにあたり、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成)を備える「地域生活支援拠点等」の整備を進めているところ

です。「地域生活支援拠点等」の整備にあたって、現在は、障害者基幹相談支援センターに拠点コーディネーターを配置するとともに、緊急時の受け入れのための空床確保を整えています。

併せて既存の地域資源(複数の障害福祉サービス事業所等)を活用し、有機的に結びつける「面的整備」の手法により体制整備を行うこととし、令和6年度には第1回目の地域生活支援拠点等事業者の募集を行いました。

この度、さらなる整備を進めていくため、第2回目の地域生活支援拠点等事業者を募集します。

2 募集の対象となる機能及び地域について

(1)地域生活支援拠点等の4つの機能について募集を行います。

- ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成

(2)募集対象の地域は、市全域とします(地域の指定なし)。

3 応募の対象者、応募の条件及び募集数等について

(1)応募できる方は、次のとおりです。

- 実施する障害福祉サービス事業等(指定計画相談支援、短期入所、共同生活援助等)の指定を、本市から既に受けている、または、本募集の運用開始までに新たに指定を受ける予定である方。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という)を始めとした関係法令等の規定を遵守していること。
- 障害者総合支援法に規定する欠格事由等に該当しないこと。
- 法人等及びその役員が、北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第9条に定める者及び団体に該当しないこと。

(2)応募に係る条件は、次のとおりです。

- 地域生活支援拠点等の4つの機能を満たすグループ(協働して地域生活支援拠点等の事業を行うもの)として応募すること。
- 3以上の事業所で構成するグループとして応募すること。

(3)募集数は、次のとおりです。

- 3グループ程度。

(4)地域生活支援拠点等事業所としての登録期間は、次のとおりです。

- 登録期間はモデル運用を行っている期間とします。
モデル運用の期間は変更となる場合があります。

4 整備・運営内容について

機能	整備・運営内容
① 相談	<p>緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保しながら、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要サービスの調整や相談、その他必要な支援を行う（地域定着支援等の活用を含む）。</p> <p>※ 障害福祉サービスの利用に至っていないがその必要性がある障害者等の場合は、サービス提供に結び付くまでの間の基本相談支援を行うよう努めること。</p>
② 緊急時の受け入れ・対応	<p>短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡・送迎等、必要な対応を行う。</p>
③ 体験の機会・場	<p>病院、施設からの地域移行や親元からの自立等にあたり、グループホームや日中活動系サービス事業所の体験等の障害福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。</p>
④ 専門的人材の確保・養成	<p>医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化・重度化した障害者に対する、専門的な対応を行う体制を確保するよう努めること。</p> <p>また、市や自立支援協議会等が開催する研修会などで事例提供や研修講師などを行い、人材の育成に協力するよう努めること。</p>

※ 上記のほか、「地域生活支援拠点等」の事業を検証していくため、拠点コーディネーター（障害者基幹相談支援センターに配置）と市が行う地域生活支援拠点等の整備に関する意見交換や、北九州市障害者自立支援協議会での報告等への協力をお願いします。

5 応募書類について

- 応募申請書に、「提出書類一覧表」のとおり添付書類を添えて提出してください。
 応募申請書、提出書類一覧及び添付書類の様式は市ホームページに掲載しています。
 （検索方法：市ホームページ内の検索スペースに「地域生活支援拠点等」と入力して検索し、検索結果に表示される「地域生活支援拠点等事業者の募集」をクリック）
- 応募するグループの申請代表事業者は、次の提出期限までに、応募書類を郵送又は持参により提出してください。

【提出期限】

令和8年4月20日（月）17時00分まで ※期限厳守、必着

【提出先】

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市 保健福祉局 障害福祉部 精神保健・地域移行推進課（北九州市役所8階）

TEL:093-582-2439 FAX:093-582-2425

- ・ 応募書類は、A4サイズで作成し、ファイリングしたものを2部(正本1部、副本1部)提出してください。
- ※ 副本は正本をそのままコピーしたもので構いません(原本証明を行う必要はありません)。
- ※ 応募書類は書類番号順に綴ってください。
- ※ 提出書類のうち、「運営方針等の提案について」(様式8)については、フォント、文字サイズは、HG 丸ゴシック・10.5P、文字の色は黒で統一してください。また、評価基準(P9、10)を確認のうえ作成してください。
- ※ 様式が定められている書類については、必ず本募集用の様式を使用してください。
- ・ 応募書類は、市への提出分とは別に控えを作成し、応募者で保管してください。
- ・ 期限後、応募状況を市ホームページで公表します(応募の段階では事業者名は公表しません)。
- ・ 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- ・ 応募書類の提出締切後の応募書類の修正は、市から依頼する場合を除き認められません。
- ・ 応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。
- ・ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

6 今後の日程について (予定)

令和8年4月1日	募集要項の配布開始
令和8年4月1日 ～令和8年4月20日	応募書類の受付期間
令和8年4月21日～5月中旬	書類審査、第三者機関による検討
令和8年5月下旬	事業予定者の選定・結果の通知
令和8年6月中旬	地域生活支援拠点等の届出
令和8年7月～	事業開始

7 選考方法と結果について

- 事業予定者の選定は、書類審査及び第三者機関(北九州市障害者自立支援協議会に設置する『支援の質向上推進会議』)における検討結果を踏まえ、市が決定します。
- 審査は、評価基準 (P7～)に沿って行います。
- 選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知するとともに、北九州市ホームページで公表します。(令和8年5月下旬を予定。事業実施予定者は事業者名等を公表します)。

8 留意事項

- 地域生活支援拠点等事業への補助金等について
 - ・ 地域生活支援拠点等の運営等に係る市からの補助金等はありません。
 - ・ 市へ地域生活支援拠点等の届出を行い、地域生活支援拠点等に係る各種加算の条件を満たした場合は、該当する加算(地域生活支援拠点等相談強化加算、短期入所の受入れに関する加算、地域体制強化共同支援加算等)の算定が可能となります。

○ 失格について

次の事項に該当する場合は、審査及び選定の結果に関わらず失格とします。

- ・ 第三者機関の構成員に対し、本募集に関して直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- ・ 応募書類の内容に重大な不備又は虚偽が認められる場合
- ・ 市民や第三者の疑惑や不信を招く行為を行ったと市長が認める場合
- ・ 応募者の役員等が、北九州市暴力団排除条例(平成22年北九州市条例第19号)に規定する暴力団員等であった、又は密接な関係があることが判明した場合

○ 辞退について

- ・ 応募書類の提出後、事業実施予定者の選定前までに、やむを得ない事由で辞退する場合は、辞退届(任意様式)に理由等を記載し、各事業者の代表者が「署名」又は「記名、押印」の上、提出してください。
- ・ 事業実施予定者の選定後に辞退を希望する場合は、個別に相談のうえ対応します。

○ 登録期間満了後について

- ・ 地域生活支援拠点等の整備や登録事業所の基準等に関する今後の北九州市障害者自立支援協議会における協議結果を踏まえ、登録期間満了後の対応については別途お知らせします。

○ 登録の取消しについて

次の事項に該当する場合は、登録を取り消すことがあります。

- ・ 地域生活支援拠点等事業の継続ができなくなった場合
- ・ 不正又は虚偽の申請により登録決定された場合
- ・ その他、地域生活支援拠点等の登録事業者として市長が不相当と認めた場合

9 問い合わせ先について

- ご不明な点等は、質問票(別紙様式「質問票」)でお問い合わせください。内容によって折り返し回答又はQ&Aとして回答します(Q&Aは市ホームページ「地域生活支援拠点等事業者の募集」に掲載します)。
- 相談等で来庁する場合は、必ず事前に連絡の上、日時を予約してください。
- 公募の応募状況や審査状況等については、個別の回答はできませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市 保健福祉局 障害福祉部 精神保健・地域移行推進課(北九州市役所8階)

担当：大坪、猪上 TEL:093-582-2439、FAX:093-582-2425

e-mail：ho-seishinhoken@city.kitakyushu.lg.jp

評 価 基 準

◎ 基本項目について

すべての項目において、基準を満たしていること。

◎ 評価項目について

評価結果が、基準に適合していること。

評価基準（審査の着眼点）

【基本項目】 ◎ 審査基準に適合しているかどうかを審査する項目（必須要件）

項目	主眼・着眼点
法人理念、運営方針	○ 基本理念や運営方針が、本事業の目的と乖離したものになっていないこと。
事業経営の実績	○ 法人として、適正かつ安定した経営を維持していること。 ○ 過去に、事業所に対し指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。
人材の確保・定着の見通し	○ 人材の安定的な確保に関し、具体的な計画（見通し）を立てていること。
人材の育成・資質向上	○ 職員の育成や資質向上を図るための研修等について、計画を立てて実施する予定であること。
職員の配置計画	○ 管理者の配置や欠員時の体制を含め、適正な職員の配置計画であること。
事業所の構造、設備	○ 「北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の基準に適合すること。 ○ 利用者が生活を営む事業所においては、居住空間の他、くつろぎや交流の場があるなど、利用者の生活に配慮したものであること。
苦情解決等の体制	○ 苦情等の相談窓口や解決方法等、苦情解決の仕組みが整備されていること。
虐待防止対策	○ 虐待防止や虐待対応に関して、適切な考え方のもと、研修等の取り組みを行っていること。 ○ 虐待防止の取り組みが、利用者の権利を擁護するものであること。
事故防止対策	○ 事故防止、発生時の対応、再発防止について、適切な考え方のもと、研修等の取り組みを行っていること。
非常災害対策	○ 火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報及び連絡の体制を整備していること。 ○ 消火設備やその他の非常災害に際して必要な設備が整備されていること。
暴力団員の排除	○ 「北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」第9条に定める者及び団体に該当しないこと。

【評価項目】 ◎ 審査において評価対象となる項目

項 目	主眼・着眼点
各事業所及び 基幹相談支援センターと の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協働して事業を行うグループとして、拠点コーディネーターを配置している障害者基幹相談支援センターや、グループ内の事業所との緊密な連携を確保するための方策。 ○ グループ内の事業所が対象世帯を把握しているケースについて、障害者基幹相談支援センターと情報を共有するための取組み。
関係機関や地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協働して事業を行うグループとして、緊急時の対応が想定される利用者等に関する、グループ外の事業所、訪問看護、医療機関等の関係機関との情報共有や連携体制を確保するための方策。 ○ 緊急となる状況の発生を予防することや、緊急時に円滑に対応するための、グループ外の事業所や関係機関、地域との連携体制を確保するための方策。
事前登録者や サービス利用者等への対 応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の支援が見込めない世帯や必要なサービス利用に至っていない者について、拠点コーディネーターと情報を共有し、事前把握すること及び基本相談支援を行っていくための方策。 ○ 利用者の立場に立ち、利用者やその家族の意見を尊重しつつ、状況に応じた適切なサービスを調整するための取組み。 ○ さまざまな障害特性をもつ利用者を、できる限り受け入れるための工夫や、ハード面や人材配置面で、利用者が快適に暮らせるような配慮等の取組み。 ○ 利用者の立場に立ち、個々の状況や利用者・家族の意向に沿った体験を行うための取組み。 ○ 効果的な体験の場となるような工夫や、ハード面や人材配置面で、利用者が快適に過ごせるような配慮等の取組み。
緊急時の連絡、 事業所等の体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人と常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な相談支援(地域定着支援の活用も含む)を行う取組み。 ○ 適切な人員を配置し、きめ細やかな相談体制を確立するための方策。
緊急時の受入れ体制 (送迎、金銭管理等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常時の受入体制を確保しつつ、緊急時の受入れにも円滑に対応するための方策。 ○ 緊急時の送迎体制や、金銭管理の取組み。
体験利用時の連絡、 事業所等の体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者を円滑に受入れるための体制の確保や、地域とのつながり方に関する取組み。 ○ 体験利用時の送迎体制や、金銭管理の取組み。
専門的な人材の確保・養 成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方への専門的な対応ができる体制や人材の確保・育成に関する考えや取組み。

	○ 地域の特性や課題を把握するための方策、課題等に対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源との連携体制を築くための考えや取組み。
事業者のアピールポイント	○ 連携・協働して事業を行うグループとして、地域生活支援拠点等の事業を行うにあたっての事業者としての想いや、ハード面・ソフト面等、グループ内の事業所の特色を生かした創意工夫等についての考えや取組みなど。

※ グループとして作成

- ・ グループとしての考えや方策等を記入してください。
- ・ 作成者の指定はありません。

※ 同一の機能を担う事業所が複数ある場合は共同で作成してください